

知多市告示第 1 1 7 号

知多市宅地開発等に関する指導要綱細則（昭和 4 9 年 1 1 月 2 5 日施行）の一部
を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

知多市長 伊 藤 清一郎

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この細則の施行の際、現に改正前の知多市宅地開発等に関する指導要綱細則の規定に基づき事業計画承認願を提出し、承認されている事業に関する取扱いについては、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(<u>公園緑地等</u>) 第3条 要綱第11条第2項の<u>公園緑地等の整備内容</u>は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>公園に設置する遊具及び施設（フェンス、公園灯、水道施設、園名板、ベンチ等）並びに植栽する樹木等については、公園の規模、周囲の環境等を考慮し、市長と協議すること。</u> (3) <u>公園内の広場は、石灰岩ダスト舗装等により草の繁茂を抑制するよう努めること。</u> (4) <u>擁壁及びこれに準ずる構造物を設置する場合は、安全性について市長と協議すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、公園緑地等の整備内容</u>については、市長と協議すること。	(<u>公園緑地</u>) 第3条 要綱第11条第3項の<u>公園緑地等の施設整備内容</u>は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>公園の地形は、できるだけ平坦地の整形地とし、公道に接していること。</u> (3) <u>公園の整備内容は、別表1による。</u> (新設) (4) <u>公園・緑地等の整備内容並びに維持管理</u>については、市長と協議すること。

改正後	改正前					
(削る)	別表 1					
	<u>公園面積</u>	<u>遊戯施設</u>	<u>休養施設</u>	<u>便益施設</u>	<u>修景施設</u>	<u>管理施設</u>
	<u>1 2 0 m²～</u> <u>5 0 0 m²</u>	<u>ブランコ・</u> <u>滑り台・広</u> <u>場等</u>	<u>ベンチ</u>	<u>＝</u>	<u>植栽</u>	<u>フェンス・</u> <u>排水施設・</u> <u>車止柵・屑</u> <u>入れ</u>
	<u>5 0 0 m²～</u> <u>1, 0 0 0</u> <u>m²</u>	<u>鉄棒・ブラ</u> <u>ンコ・滑り</u> <u>台・広場・</u> <u>砂場等</u>	<u>ベンチ・</u> <u>パーゴラ</u>	<u>＝</u>	<u>植栽・花壇</u>	<u>フェンス・</u> <u>排水施設・</u> <u>車止柵・屑</u> <u>入れ</u>
	<u>1, 0 0 0</u> <u>m²～</u>	<u>都市公園法</u> <u>(昭和31</u> <u>年法律第7</u> <u>9号) の施</u> <u>設整備内容</u> <u>による</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>